

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

### 広島県人事委員会規則第三号

#### 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二号中「一万二千元」を「一万三千元」に改め、同項第三号中「一万八千元」を「二万円」に改め、同項第四号中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項第五号中「三万円」を「三万三千元」に改め、同項第六号中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同項第七号中「四万円」を「四万三千元」に改め、同項第八号中「以上」を「以上二キロメートル未満」に、「四万五千元」を「四万八千元」に改め、同項に次の二号を加える。

九 二キロメートル以上二千五百キロメートル未満 五万三千元

十 二千五百キロメートル以上 五万八千元

第五条第三項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定による採用（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。）

第二条の規定により退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人派遣条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したことを。

第五条第三項第七号中「復帰」を「事由発生」に改める。

別記様式第一号の一号紙裏面の記入上の注意の7中「なつた註」の次に「甲中甲をされた註」を、「乙中甲」の次に「甲中甲」を加える。

附則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(平成三十年三月三十一日までの間における単身赴任手当の月額に関する特例)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十六年広島県条例第五十八号)

附則第五条の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第十二条の二第二項に規定する三万円を超えない範囲で人事委員会規則で定める額は、二万六千円とする。

(職員の住居手当の支給に関する規則の一部改正)

3 職員の住居手当の支給に関する規則(昭和五十年広島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「該当する職員」の下に「(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)

第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員を除く。)」を加える。